

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和7年11月5日

宇部・山陽小野田消防組合 管理者 篠崎圭二

記

1 入札に付する事項

工事番号	第1号
工事名	消防局庁舎改修第4期（機械設備）工事
工事場所	宇部市港町二丁目3番30号
工 期	令和8年（2026年）3月13日（金）
工事の概要	消防局2階の改修工事に伴う機械設備工事

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

地方自治法施行令	この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
宇部市の登録	工種 管工事
	等級 なし
	総合点数 制限なし
山陽小野田市の登録	工種 管工事
	等級 B等級
	総合点数 制限なし
建設業の許可	管工事業に係る許可を受けていること。
営業所等の所在地	この公告の日までに建設業法（昭和24年法律100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する営業所のうち、本店を宇部市内又は山陽小野田市内に有していること。
指名停止	この公告の日から当該入札に係る落札者を決定した日までの間のいずれの日においても、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと、及び、山陽小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
施工実績	平成22年4月1日から公告日の前日までの間に、元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が15パーセント以上であるものに限る。）として、国又は地方公共団体（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。）が発注する延べ面積500m ² 以上の建築物に係る機械設備工事を施工した実績を有すること。 なお、建築物とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号によるものをいう。
現場代理人 配置技術者	入札条件及び指示事項「17 現場代理人及び配置技術者」によること。
その他の	この入札は宇部・山陽小野田消防局情報財政課（契約担当課）が実施するものです。消防組合が執行する入札については、宇部市又は山陽小野田市の定めを準用することとなっています。この工事に係る業務場所が宇部市であることにつき、宇部市の入札条件及び指示事項を確認のうえ、入札に参加していただきますようお願いします。

3 契約条項を示す場所
宇部・山陽小野田消防局 情報財政課

4 入札参加申請

(1) 申請方法 宇部・山陽小野田消防組合ウェブサイト（以下、「組合ウェブサイト」という。）から申請書（様式第1）をダウンロードし提出すること。また、同種・類似工事の施工実績調書（様式第2）を添付すること。なお、その審査結果を申請期間終了後、郵送で通知すること。
提出方法は、宇部・山陽小野田消防局情報財政課に直接持参又は郵送により提出すること。
郵送により提出する場合は日本郵便の配達証明により、令和7年11月12日（水）午後5時までに必着とすること。

(2) 申請期間 令和7年11月5日（水）午前9時から
令和7年11月12日（水）午後5時まで（土日祝日を除く）

5 設計図書等配布方法
組合ウェブサイトからダウンロードすること。
設計図書等の閲覧は、パスワードの入力を要するため、ホームページに掲載する「パスワード照会・回答書」に必要事項を記載の上、契約担当課で発行されたパスワードを入力して設計図書等をダウンロードすること。

6 質問方法等
工事内容に関する質問は、「工事（業務）内容質問書」（様式は宇部市ウェブサイトからダウンロード可能）によりメールにて提出すること。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用すること。開封確認メッセージが届かない場合は、提出先に確認を行うこと。）なお、質問は、4(1)に掲げる書類を申請期間内に提出した者に限る。

質問回答は、組合ウェブサイトに掲載するので、該当のページを確認すること。
また、再質問は質問回答に関するもののみ受け付ける。

(1) 質問期間 令和7年11月13日（木）午前9時 から
令和7年11月17日（月）午後5時 まで

(2) 提出先 宇部市都市政策部営繕課
メールアドレス (eizenka@city.ube.yamaguchi.jp)

(3) 質問回答 令和7年11月19日（水）

(4) 再質問期間 令和7年11月19日（水）午前9時 から 午後5時まで

(5) 再質問回答 令和7年11月21日（金）

7 入札を執行する日時および場所

(1) 日時（予定） 令和7年11月28日（金）（予定） 時間は、「入札について（通知）」に記載

(2) 場所 宇部・山陽小野田消防局 3階会議室

8 入札保証金
初度の入札書に記載する金額に100分の10に相当する額を加算し、その金額の100分の5以上を入札前に入札保証金として納付すること。ただし、宇部・山陽小野田消防組合財務規則（平成24年規則第35号）第116条各号に該当する場合、入札保証金の納付を免除する。

9 無効入札
入札の心得5各号に該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

宇部・山陽小野田消防組合財務規則第119条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(最低制限価格を下回る入札を除く。)

11 その他

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札すること。
- (2) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は宇部・山陽小野田消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札は無効とする。
- (5) 平成27年3月6日付け国地契第91号「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」に規定する基準に該当する者のした入札は無効とする。
- (6) 詳細については、宇部・山陽小野田消防局情報財政課（電話0836-21-6119）に問い合わせること。